

食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について（案）

1 趣旨

平成21年4月27日付けで内閣総理大臣から依頼があった「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価については、窒息事故は様々な要因により生じていると考えられ、既存の専門調査会では対応が困難であることから、食品安全委員会に、委員のほか審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、食品による窒息事故に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) WGは、委員長の指名する委員及び専門委員（別紙）により構成する。
- (2) WGに座長を置き、委員長の指名する委員をもってこれに充てる。
- (3) 座長はWGの会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) WGは、科学的視点から調査審議することとし、個別の企業・団体等の責任の有無、程度等については調査審議の対象とはしない。
- (7) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個別の症例について調査審議する場合その他の個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (8) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

(別紙)

食品による窒息事故に関するワーキンググループ名簿 (案)

平成21年5月21日現在

(50音順：敬称略)

池上幸江	(食品安全委員会新開発食品専門調査会座長代理) (大妻女子大学家政学部教授)
内田健夫	(食品安全委員会企画・緊急時対応専門調査会専門委員) (社団法人日本医師会常任理事)
◎小泉直子	(食品安全委員会委員長代理)
○長尾拓	(食品安全委員会委員)

(専門参考人)

岩坪哲哉	(元 聖ルカこどもクリニック院長)
大越ひろ	(日本女子大学家政学部食物学科教授)
神山かおる	((独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 食品機能研究領域食品物性ユニット長)
清水洋文	(東京消防庁防災部生活安全課長)
藤谷順子	(国立国際医療センター リハビリテーション科医長)
向井美恵	(昭和大学歯学部口腔衛生学教室教授)
山中龍宏	(緑園こどもクリニック院長)

その他、必要に応じて、専門参考人の参加を求める。

◎座長 ○座長代理

WGにおける調査審議について

1. 検討事項

WG においては、窒息事故に対する理解の促進と情報提供も兼ねて、以下のような事項等について、専門家のヒアリング、これまで集約された科学的知見等を踏まえて調査審議を行い、取りまとめを行う。

(1) 窒息事故の発生状況

(2) 窒息事故の要因

- ・食品の物性等（形、大きさ等）
- ・年齢（生理機能の発達・低下等）
- ・社会的背景等
- ・その他

(3) 海外の評価等

2. 調査審議の進め方（想定）

会合	議題（想定）
第1回	○評価の対象等 ○食品による窒息事故の発生状況等
第2回	○窒息事故の要因としての食品の物性等 ○高齢者における窒息事故
第3回	○小児における窒息事故 ○個別の事故事例（必要に応じて非公開とする。）
第4回	○評価の論点整理
第5回以降	○評価書（案）の検討

(注) 議題等は想定であり、調査審議等の過程で変更となる可能性あり。